

第 1 5 章 準備書についての知事の見解

第15章 準備書についての知事の見解

「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価準備書」（令和4年3月、オリックス資源循環株式会社）に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第16条の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1 全般的事項

ア 国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、供用後の本施設は温室効果ガスを毎年約20万t排出する試算であることから、温室効果ガスのニュートラル化について、現段階から検討する必要がある。

二酸化炭素を回収して利用するCCU等の先進的な技術活用や溶融に使用するコークス量の削減等、施設稼働に伴い環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。

イ 廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。

ウ 導入施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

エ 微小粒子状物質(PM2.5)対策の観点から、PM2.5に対しても効果的なろ布や同じくPM2.5も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。

2 土壌

ア 計画地は過去に改変行為が行われた場所であり、土壌汚染調査においては、これら過去の改変行為やその際の土壌調査などの情報が重要となる。については、過去の土壌調査結果を既存資料として評価書に記載し、現地調査結果に加え、これらを踏まえた予測評価結果となるよう整理すること。

イ 造成等の工事（掘削工事）を行う前に関係法令に基づいた調査を行い、環境基準を超えていると認められる場合には、土壌汚染の拡散防止のために適切な対策を講じること。

3 動物

ア ヤマアカガエルについて、一部、計画地内における生息が確認されていることから、必要な環境保全措置を実施すること。

イ 湧き水由来の湿地・細流、水たまりが必要であるホトケドジョウ、ヤマアカガエルなどの水生生物に係る計画地外の生息地について、造成工事にとまなう土砂の流出により、水質の悪化、あるいは流路の変更による生息地消失が懸念されることから、工事中の土砂流出や濁水発生の防止対策を実施し、生息環境の保全に努めること。

4 景観

現在、図書に記載されている白色を基調とした施設について、彩度と明度が低くなるよう再検討し、できる限り具体的な計画を反映したモニターージュを評価書に記載すること。

5 廃棄物等

- ア 廃棄物の溶融により生じる主灰のスラグ・メタルについて、真の資源循環に資するために、将来にわたって安定的な利用先の確保に努めること。
- イ 排ガス処理設備で捕集される飛灰について、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討すること。
- ウ 工事に伴う建設残土を場外において埋立・盛土材料として利用する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の法令違反がないよう適切な搬出先を選定すること。
- エ 取り扱う廃棄物が一般廃棄物も含めて種類が多いことを考慮すると、廃棄物の保管に伴いメタンガス等の引火性ガスが発生しないよう対策を行うこと。

6 温室効果ガス等

廃棄物処理の広域化・集約化を前提とした予測評価結果について、広域化・集約化の対象とした焼却施設における焼却に係る燃料の違い（燃料としてコークスを用いる溶融炉と広域化対象焼却炉における燃料の違いに伴う二酸化炭素発生量の差）及び温熱利用に係る燃料消費分（広域化対象焼却炉における現在の熱回収が行われなくなることに伴う現状の熱利用施設の維持のための燃料消費量）についても考慮したものとすること。